

NPO法人が行う手続等が変わります

平成23年6月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）が成立し、平成24年4月1日から施行されます。

今回のNPO法改正では、認証制度の使いやすさと信頼性向上のための見直しとして、**活動分野の追加、手続の簡素化・柔軟化、認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充**などが行われました。

法改正についての詳細は、内閣府NPOホームページ（<https://www.npo-homepage.go.jp/>）をご覧ください。

改正のポイント

■ 所轄庁の変更 ■

NPO法人の所轄庁は、**主たる事務所の所在地の都道府県知事**（1つの政令指定都市の区域内のみに事務所を置く場合は、当該政令指定都市の長）になります。

これまでは、NPO法人の事務所が複数の県にある場合は「内閣府」が所轄庁でしたが、平成24年4月以降は、複数の県に事務所があっても、所轄庁は「主たる事務所がある都道府県の知事」となります。

岩手県内にのみ事務所があるNPO法人の場合は、これまでと取扱いに変更はありません。

■ 活動分野の追加 ■

NPO法人の活動分野に3分野が加わり、**20分野に拡大**されます。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 **観光の振興を図る活動**
- 5 **農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動**
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(NPO法 別表)

定款に、特定非営利活動の種類を「NPO法の別表〇号に該当する活動」と定めている場合は、法の号数によっては活動の種類が変わりますので、**定款の変更**を行う必要があります。



岩手県では、今回の改正においては「条例で定める活動」は定めていません。

■ 認証制度の手続の簡素化・柔軟化 ■

- ◆ 理事又は社員が社員総会の議案を提案した場合、その提案について**社員の全員が書面又は電磁的記録**（※）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができる（**みなし総会決議**）ようになります。

※ 電磁的記録

磁気ディスクその他これに準ずる方法により、一定の情報を確実に記録しておくことができる物（フロッピーディスクやCD-ROM、USBメモリなど）をもって調製するファイルに情報を記録したもの。

社員総会の決議を省略する場合であっても、**次の事項を記載した議事録を作成する必要があります。**

- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



◆ 定款の規定に基づき、**代表権のある理事のみを登記**することになります。

これまで、定款で代表権のある者を定めていても、登記をするときには理事全員の氏名及び住所を登記していましたが、平成24年4月以降は、定款に理事の代表権について定めがある場合(※)は、代表権のある理事のみを登記することになります。

※ 代表権を明らかにするため、例えば「理事長」にのみ代表権を与える場合は、定款に「理事長は法人を代表する」「理事長以外の理事はこの法人を代表しない」といった旨を明記することが望ましいです。

また、「理事長」以外にも法人を代表する理事がいる場合は、例えば「理事長及び常務理事はこの法人を代表する」といった記載が必要です。

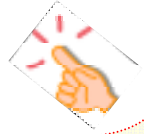
4月1日時点で、現に理事の代表権について定めがある場合(「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」など)は、平成24年9月30日まで(他の登記をするときは、その登記と同時に)、**変更登記(代表権のない理事についての代表権喪失の登記)**をしなければなりません。(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)



◆ 定款変更の際、**届出のみで足りる事項(軽微な変更)**が**拡大**されます。

- ① 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- ② **役員の定数に関する事項**
- ③ 資産に関する事項
- ④ **会計に関する事項**
- ⑤ **事業年度**
- ⑥ **解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)**
- ⑦ 公告の方法
- ⑧ **法第11条第1項各号に掲げる事項以外の事項(任意的記載事項)**

定款に、届出のみで足りる事項を列挙している場合は、定款を変更(今回拡大された事項を追加)する必要があります。



■ 上記の定款変更をしたときは、**次の書類を添えて**所轄庁に届けてください。

- ・その定款変更に係る**社員総会の議事録の謄本**
- ・**変更後の定款**

■ 認証を受けなければならない定款変更、届出のみで足りる定款変更とも、**定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、その登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければなりません。**

◆ **解散公告が簡素化**されます。

解散時に行う、債権者への債権の申し出の催告に係る公告について、これまでは「少なくとも3回」行うことが必要でしたが、4月以降は、「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」行えばいいこととなります。

■■ **認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充** ■■

◆ 設立の認証を受けた日から6ヶ月以上**設立の登記をしない法人**に対し、所轄庁は**認証の取り消し**をすることができますようになります。

◆ 「収支計算書(収支予算書)」が「**活動計算書(活動予算書)**」に改正されます。

NPO法人が作成しなければならない会計書類について、これまでは「収支計算書(収支予算書)」(収入・支出の動きに焦点)でしたが、4月以降は「活動計算書(活動予算書)」(活動にかかったコストに焦点)に変わります。

定款についても、「収支計算書」から「活動計算書」に変更する必要があります。



◆ 情報開示の充実のため、法人の事務所に**最新の役員名簿**及び**最新の定款**を備え置くこととなります。

また、社員その他利害関係人から事業報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所に加え、**その他の事務所でも閲覧**をさせなければならないこととなります。

なお、所轄庁に提出された閲覧書類については、**謄写(コピー)**の請求があった場合は謄写させることとなります。

NPO法人の事務所(主たる事務所及びその他の事務所)で閲覧が必要な書類は、以下のようになります。

- ・事業報告書
- ・計算書類(活動計算書・貸借対照表)
- ・財産目録
- ・年間役員名簿(前年度に役員だったことがある者全員の氏名等を記載した書面)
- ・前事業年度末日における社員のうち10人以上者の氏名等を記載した書面
- ・**最新の役員名簿**
- ・**最新の定款等(定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し)**



県の機関における謄写については、請求者には実費(白黒1枚:10円)を負担していただきます。
(権限移譲先の市町村分については、各市町村にお問い合わせください。)